

# 総務教育常任委員会資料

(令和5年11月30日)

[ 件名 ]

○令和4年度業務適正化評価報告書審査意見書について…… 2

監 査 委 員 事 務 局

# 令和4年度業務適正化評価報告書審査意見書について

令和5年11月30日

監査委員事務局

地方自治法第150条第5項の規定により知事から審査に付された令和4年度業務適正化評価報告書について、監査委員が審査し、意見書を令和5年11月2日に知事に提出したので報告します。

## 記

### 1 審査の実施内容

基本方針、推進所管課発出通知、関係データベース及び関係書類等の確認、また推進所管課及び評価所管課への事務監査及び本監査のほか、実地確認を行い、各部局における職員に対する質問等を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

### 2 審査の結果

#### (1) 評価手続

- ① 令和3年度業務適正化評価報告書審査意見においては、契約に関する事務処理の改善が図られていない事案が散見されたことから、業務点検チェックリスト等について令和4年度における運用状況の確認を求めたところ、中間評価を新たに実施することとし、所属において自己点検に取り組み、不適切事務件数は前年度の306件から199件に減少したものの、全所属の31%、69所属で発生している。

については、引き続き業務点検チェックリスト等の活用により不適切事案の抑制に努められたい。

- ② 個人情報管理については、24件の個人情報流出事故があった。

令和4年度における評価基準(不備と重大な不備)では、『量的重要性、質的重要性のいずれかが高い不適切な事務について、(中略)対応策が十分でなく不適切な事務を今後も生じさせる恐れがある場合を「不備」とする。また、不備のうち、県や県民に対して大きな経済的・社会的な不利益となる不適切な事務が生じ、又は生じる蓋然性が高い場合を「重大な不備」とする』とされている。

これらの基準に照らして上述の個人情報流出事案を評価した結果として、発生数等から量的重要性の観点からは不備と評価されている。

また、「質的重要性」については、『県民の信頼に及ぼす影響を考慮し、次のいずれかに該当するものを重要と評価する。ウ 懲戒処分の指針に該当するもの。エ 県民の生命、健康その他安全に影響するもの。』とされているところであるが、

質的重要性の観点からは不備とは評価はされていない。

しかしながら、当該事案は鳥取県個人情報保護条例に規定する個人情報保護の重要性の観点や、鳥取県情報公開条例第9条第2項の非開示情報に該当する内容が漏出した案件が含まれており、一定の個人情報本人の意思に反して他者に知られないよう保護すべきとされていることに照らして考えれば、評価結果として著しく均衡を失していると言わざるを得ないと考える。

については、**殊個人情報の不適切な管理事案については、鳥取県個人情報保護条例や鳥取県情報公開条例の理念や運用方針との整合性を図り、県民個人の立場から見て妥当な評価となるよう基準の見直しを図られたい。**

## (2) 評価結果

- ① 財務については、契約事務について適切な事務処理が行われていなかった事案が定期監査において散見された。

については、**不適切な事務処理の発生防止に努められるとともに、引き続き業務点検チェックリストの活用を図られたい。**

内 容	件数	発生要因
契約の締結過程に不備があったもの	51	関係規程等への認識不足 契約書等作成時の確認不足
契約の履行管理に不備があったもの	25	関係規程等への認識不足 契約書の確認不足

- ② 財務について、過年度調定及び過年度支出といった不適切な事務処理が定期監査において散見された。

については、**重要度の高いリスクと未然防止策の取組が確実に実施されるよう努められたい。**

内 容	件数	発生要因
過年度調定	3	関係規程等への認識不足
過年度支出	4	担当者の失念、上司の進行管理不足

## (3) その他

業務適正化制度は、試行期間を含めると4年目となるが、PDCAサイクル（報告書1ページ参照）を通じてリスクを認識し、未然防止策を実践するという理念の浸透が不十分であると見受けられる。

については、**職員の制度に対する理解の促進と所属における具体的な未然防止策の周知・実践をさらに進められたい。**